

表D-9-1 情報交換会出席率

年度	開催日	内容	市町村出席率
	5月9日	雨天時浸水対策・災害時協定等	29/30 96.7%
	11月6日	S P R T法協会による管きよ更生工法の紹介と解説	22/30 73.3%
R1	11月14日	流域下水道の取組等	30/30 100.0%
	1月30日	中川水再生センターの施設見学	13/30 43.3%
	2月5日	収良費市町村負担の方法	30/30 100.0%
	6月22日	維持管理収支の状況・令和元年台風第19号を踏まえた防災対策等	30/30 100.0%
R2	2月9日	経営計画2021(案)	28/30 93.3%
	4月23日	雨天時浸水対策・災害時協定等	29/30 96.7%
		平均	87.9%

都提供資料より監査人作成

令和元年11月6日の出席率が73.3%、令和2年1月30日が43.3%と、平均出席率87.9%を下回った。

なお、欠席した市町村に偏りがなく、その明細を確認したところ、2回欠席したものが10市町村であったものの、3回欠席した市町村はなかった。欠席理由も確認したが、そもそも分流式下水道のため、雨水対策の研修は不要であるとの合理的なものがほとんどだったが、1回について欠席理由が不明な市町村が1市あった。

最も欠席者が多かった、令和2年1月30日の中川水再生センターの施設見学の欠席理由をヒアリングすると、中川水再生センターは足立区に所在し、多摩地域の市町村からは遠かったこと、年度末が近いことから繁忙期と重なってしまったとのことであった。

また、令和元年11月に2回開催となった理由をヒアリングすると、11月6日のS P R T法協会による管きよ更生工法の紹介と解説が、協会の所有するドレマ機について、他の展示会などとの日程調整が困難となり、たまたま11月になってしまったとのことであった。

なお、管きよ更生工法の紹介と解説についてはアンケートを行っており、その結果を見ると、項目別に評価が良かったものから①～③の評価が記載してあった。全ての回答数を集計すると144であり、①と答えた回答数は130と、全体の90.3%であった。

同じように、中川水再生センターの施設見学のアンケートも行っており、見学会の評価に関する設問の全回答数70のうち、評価が最も高かった回答数は

46と、全体の65.7%であった。

(意見3-17) 情報交換会より適切な開催時期について

中川水再生センターの施設見学の開催日は、令和2年1月30日と年度末に近い。繁忙期であるこの時期でなければ開催できない情報交換会であるとは考えにくい。

結果として参加率が、43.3%と低くなってしまったものと考えられる。

今後は、より参加しやすい情報交換会の開催時期を検討されたい。

(意見3-18) 情報交換会のオンライン開催の更なる推進について

情報交換会は、令和2年度に入ってから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催回数が減少している。

集合形式の情報交換会は困難な状況にあると思われるため、開催回数の減少はやむを得ないが、都はオンライン会議を開催しており、令和3年度におけるその状況は、次のとおりであった。

開催日	会議名	市町村出席率	欠席理由
6月17日	下水道事業の広域化・共同化検討会	30/31 96.8%	議会対応
6月17日	雨天時浸水対策促進会議	25/25 100.0%	
7月20日	災害時RQP等検討分科会	30/31 96.8%	工事検査対応
7月28日	下水道事業の広域化・共同化検討会	31/31 100.0%	
	平均	98.4%	

出席率の平均が98.4%と、従来の集合形式の情報交換会の平均87.9%より10.5ポイント高い。

その理由をヒアリングすると、会議時間だけ時間を空ければ参加可能であるため、参加しやすいなどであった。

上法研修など、現物を実際に確認・体験しなければ十分な効果が上がらないものがあるものの、今後は一層オンライン会議を活用し、さらに効果を上げられるよう検討されたい。

10 単独処理区の編入

(1) 三鷹市単独処理区の流域下水道（野川処理区）への編入について
ア 事業の概要

昭和30年代から整備を進めてきた八王子、立川及び三鷹の3市が単独で運営している処理場は、規模が小さく狭い敷地に立地していることから、施設の更新や高度処理、耐震性の向上への対応が困難な状況にあった。そこで、これらの単独処理場が抱える課題に対処するため、単独処理区の流域下水道への編入に向けた施設整備や協議等を、関係市や関係機関と連携して進めている。平成24年度に、八王子市及び立川市と都との間において締結した基本協定に基づき、平成25年度は実施協定を締結した。

八王子市については、令和3年1月に全区域の編入を完了し、北野処理区の下水受入れを開始しており、立川市については、令和5年度の編入に向け、流域のセンターで揚水施設等を整備中である。三鷹市については、施設計画などの検討や編入に向けた関係機関との調整を実施中である。

都は、経営計画の中で、三鷹市単独処理区の編入に係る取組方針と5か年の主な取組を、次のとおり示している。

都が示した取組方針

経営計画 2016	八王子市、立川市及び三鷹市の単独処理区を流域下水道に編入するため、関係市や関係機関と協議しながら必要な手続や施設整備を進めていく
経営計画 2021	単独処理区の流域下水道への編入に向け、施設整備などを推進します

都が示した5か年の主な取組

経営計画 2016	野川水再生センター（仮称）の施設計画などの検討や関係機関との調整
経営計画 2021	野川水再生センター（仮称）の施設計画などの検討や編入に向けた関係機関との調整を実施

監査人は、三鷹市の単独処理区編入の意義を、コスト及び水質改善から検討し、加えて都が行った取組について、以下のとおり検討した。

イ 監査の結果

〔分析 意見3-19に関するもの〕 単独処理区編入について
(ア) 八王子市北野処理区（以下「北野処理区」という。）編入計画のコストの分析

監査人は、既に完了した北野処理区の流域下水道への編入の計画及び実績について、資料提供を求めた。これは八王子市単独処理区を流域下水道に編入する平成21年流総計画の計画値と実績値を比較することで、同じく、三鷹市単独処理区を流域下水道に編入する平成21年流総計画の事業効果を検討するためである。

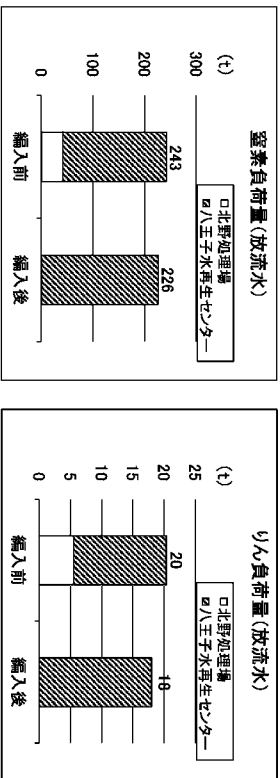
都から報告を受けた建設費の計画値と実績値の比較をしたところ、実績値が計画値の101.3%となったことから、計画値の推計は精度が高いものと判断できる。

一方、維持管理費の計画値と、実績値として提出された数値を比較すると、実績値は計画値の39.4%となった。乖離が大きいのと考えられるが、実績値は、編入完了後の令和3年2月から6月までの実績で算出したものであり、直ちに計画値に疑問が付くものではないと考える。

上記の検討から、八王子市単独処理区の編入計画に大きな問題はなかったと考える。

(イ) 八王子市単独処理区の流域下水道への編入による水質改善の分析
流域下水道編入による水質改善について資料提供を都に求めたところ、次のとおりであった。

グラフD-10-1 北野処理区の流域下水道編入による水質改善



(注) 編入前の期間：令和2年2月～6月、編入後の期間：令和3年2月～6月

都の流域下水道は、単独処理区とは異なり、窒素及びびりんの除去が可能な高度処理を行える。窒素やりんは水域の富栄養化の一因であるため、負荷量の減少により、下流の東京湾の赤潮対策に寄与したと言える。
上記の検討から、八王子市の水質改善は前進したと考える。

(ウ) 三鷹市単独処理区編入計画の分析

三鷹市単独処理区編入の事業効果について資料提供を都に求めたところ、八王子市単独処理区と同様に検討していることが確認できた。

また、高度処理の導入率が0%から100%まで増加するため、最終的に東京湾へ排出される窒素とりのんが減少することも見込まれ、赤潮防止に寄与するものと考えられる。

上記検討から、三鷹市単独処理区を流域下水道に編入する平成21年流総計画の事業効果は高いものと判断できる。

したがって、三鷹市単独処理区の流域下水道への編入は行われるべきだと監査人も判断する。

(エ) 都の取組についての分析

都に対して、経営計画2016が示した5か年の主な取組実績について確認したところ、野川水再生センター(仮称)の整備等に関する関係市との意見交換会などが開催されている。

(意見3-1-9) 単独処理区編入について

三鷹市単独処理区の編入について、都の報告や経営計画の5か年間の主な取組を比較しても、「[2016]では「関係機関との調整」であったものが、「[2021]では「編入に向けた関係機関との調整を実施」とされている。若干、文言が変化しているものの、あまり進んでいないように見受けられる。

流総計画(平成21年)で定められた野川水再生センター(仮称)の施設計画などの検討や単独処理区編入に向けて、都は一層の調整を進められたい。

1.1 契約

(1) 入札について

ア 令和2年度における契約の状況

(ア) 工事契約

下水道局の契約は、主に工事契約と委託契約に分類される。工事契約については、「令和2年度東京都下水道事業会計決算書」重要契約の要旨(予定価格9億円以上の契約)を参考に、まず、予定価格1億円以上の総価工事契約リストを入手した(全契約件数323件)。このうち、流域下水道本部に係る契約(起工部署が流域下水道本部管理部署経理課であるもの)は37件であった。

今回の監査では、この37件の契約のうち、契約金額10億円以上の4件を監査の対象とした。

表D-11-1-1 契約金額10億円以上の総価工事契約案件(令和2年度・流域下水道本部)

契約年月日	契約先	件名	契約金額(円)
令和2年7月3日	メタウオーター(株)	北多摩二号水再生センター汚泥脱水設備再構築工事	1,067,000,000
令和2年8月5日	三機工業(株)	北多摩一号水再生センター汚泥脱水設備再構築工事	3,480,400,000
令和2年10月7日	三機工業(株)	清瀬水再生センター汚泥搬送設備再構築工事	1,650,000,000
令和2年11月13日	月島機械(株)	清瀬水再生センター汚泥濃縮設備再構築工事	1,232,000,000

都提供資料より監査人作成

(イ) 委託契約

a 落札案件

委託契約については、下水道事業における入札システムから、契約金額5千万円以上の委託契約(TGSを除く)9件を抽出した。このうち、流域下水道本部に係る契約(起工部署が流域下水道本部管理部署経理課であるもの)は3件であり、これを今回の監査の対象とした。

表D-11-1-2 契約金額5千万円以上の委託契約案件（令和2年度・流域下水道本部）

契約年月日	契約先	件名	契約金額（円）
令和2年7月17日	(株) 中央設計技術研究所	八王子水再生センター東系水処理施設耐震補強調査設計及び設備再構築に伴う基本設計委託	52,140,000
令和2年11月20日	(株) 日建技術コンサルタント	浅川水再生センター汚泥処理設備再構築に伴う施設基本設計委託	51,827,600
令和3年1月22日	(株) 東京設計事務所	北多摩一号水再生センター汚泥処理設備再構築に伴う施設実設計委託その2	92,400,000

都提供資料より監査人作成

b 入札不調案件

また、5千万円以上の契約案件以外に、入札不調に終わった2件についても、監査対象とした。

表D-11-1-3 委託契約の入札不調案件（令和2年度・流域下水道本部）

開札日	件名	予定価格（円）
令和2年7月15日	多摩川上流水再生センター設備再構築に伴う水処理施設基本設計委託その2	7,030,100
令和2年7月22日	北多摩二号水再生センター設備再構築に伴う実設計委託その2	22,452,100

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

〔分析 意見3-20に関するもの〕入札の状況について

(ア) 契約案件

監査対象とした7つの契約の入札状況は、表D-11-1-4のとおりであり、いずれも第1回目の入札で落札されている。

しかし、工事契約4件については、辞退及び不参により、1者で入札された契約が3件あり、残りの1件については、2者のうち1者が低入札価格調査の調査票等の提出を辞退しており、残りの1者の応募者で決定されている。また、委託契約3件については、いずれも5者参加し、3者が辞退して残りの2者で入札されており、辞退者は少なくない。

辞退理由については、辞退者が電子調達システムにおいて辞退届を提出する際に、画面上に設定された理由を選ぶか、任意で記入することで把握される。なお、下表においては、「配置予定技術者の配置困難」、「見積金額が当初見

込みより過大」が選択肢にある、いわば定型の理由であり、それ以外は、その他として任意に記載されたものの要旨である。

監査対象となった工事契約では、清瀬水再生センターの2つの工事において、いずれも価格的要因を辞退理由に挙げており、北多摩二号水再生センターの再構築工事では、いずれも配置予定技術者の配置困難という理由を挙げています。委託契約3件における辞退理由については、配置予定技術者の配置困難のほか、任意記載で業務対応が困難であることを挙げています。一方、価格面に言及したものは見当たらなかった。

以上より、当該案件においては、工事契約、委託契約ともに、落札はされているものの、価格面、業務対応面において入札が困難として辞退する参加者が多く、十分な競争性の確保に疑義を持たれかねない状況ともいえる。

表D-11-1-4 監査対象とした工事・委託契約の入札状況（令和2年度・流域下水道本部）

件名	落札率	第1回入札			辞退理由要旨等
		参加	辞退	不参	
北多摩二号水再生センター汚泥脱水設備再構築工事	97.2%	5者	4者	-	・配置予定技術者の配置困難（4者） （参加者のうち1者は、低入札価格調査実施時に調査票等の提出を辞退し、落札者とされなかった。）
北多摩一号水再生センター汚泥脱却設備再構築工事	93.4%	2者	-	-	
清瀬水再生センター汚泥搬送設備再構築工事	99.3%	2者	1者	-	・見積金額が当初見込みより過大
清瀬水再生センター汚泥濃縮設備再構築工事	96.5%	4者	2者	1者	・見積金額が公表価格を超過した為
八王子水再生センター東系水処理施設耐震補強調査設計及び設備再構築に伴う基本設計委託	80.2%	5者	3者	-	・業務実施体制の構築が困難 ・設計内容に対し、十分な対応が困難 ・業務対応が困難
浅川水再生センター汚泥処理設備再構築に伴う施設基本設計委託	85.2%	5者	3者	-	・配置予定技術者の配置困難（2者） ・設計内容に対し、十分な対応が困難
北多摩一号水再生センター汚泥処理設備再構築に伴う施設実設計委託その2	58.5%	5者	3者	-	・配置予定技術者の配置困難 ・設計内容に対し、十分な対応が困難 ・業務対応が困難

都提供資料より監査人作成

(イ) 入札不調の状況

a 入札経過

不調となった設計委託2件の入札の経過は、表D-11-1-5のとおりである。いずれも、最初の入札において予定価格を上回る金額での入札のみとなり、再

度入札になった時点で、参加者全てが辞退して不調に終わっている。予定価格と入札金額の乖離は比較的大きい。入札辞退のタイミングは、多摩川上流水再生センターの入札では、第2回で全参加者が辞退しているが、北多摩二号水再生センターの入札では、第1回で参加者のうち3者が既に辞退している。

表D-11-5 委託契約に係る入札不調案件 (令和2年度・流域下水道本部)

件名	予定価格 (税抜、円)	参加	第1回		第2回	
			入札金額 (税抜、円)等	参加	辞退	辞退
多摩川上流水再生センター設備再構築に伴う水処理施設基本設計委託その2	6,391,000	4者	10,000,000 22,000,000 22,700,000 76,400,000	4者	4者	4者
北多摩二号水再生センター設備再構築に伴う実施設計委託その2	20,411,000	4者	39,800,000 3者辞退	1者	1者	1者

都提供資料より監査人作成

b 辞退理由

各案件の辞退理由は、表D-11-6のとおりである。

多摩川上流水再生センターの入札においては、4者とも価格面で対応が困難であることを辞退理由としている。これに対して、北多摩二号水再生センターの入札においては、価格面に言及したものが1者、その他は技術者の配置困難や業務対応困難を辞退理由としている。

表D-11-6 入札不調案件の辞退理由 (令和2年度・流域下水道本部)

件名	辞退理由要旨
多摩川上流水再生センター設備再構築に伴う水処理施設基本設計委託その2	<ul style="list-style-type: none"> 見積金額が当初見込みより過大 当初原価では対応不能 1回目の入札金額以下では対応困難 1回目の最低入札価格が当社積算額と乖離
北多摩二号水再生センター設備再構築に伴う実施設計委託その2	<ul style="list-style-type: none"> 見積金額が当初見込みより過大 配置予定技術者の配置困難 業務対応が困難・完了工期内に業務遂行可能な管理技術者、担当技術者の配置が困難

都提供資料より監査人作成

c 再発注の状況

2つの案件に関する再発注の状況は、次のとおりである。

(a) 多摩川上流水再生センターの不調案件に関連する再発注の状況

多摩川上流水再生センター設備再構築に伴う水処理施設設計委託については、当初発注から約4か月後に、希望制指名競争入札により再発注を行い、表D-11-7のとおり、落札されている(落札者：株式会社エヌ・エス・ジー・エンジニアリング)。委託内容については、当初と異なり、基本設計に加え実施設計も委託範囲に含まれている。

流域下水道本部によれば、業務の特殊性等を考慮して、実施設計も含めた内容とし、積算方法を変更して、入札参加可能な業者を含む複数者から見積りを入手することにより、予定価格を算定したとのことである。

表D-11-7 多摩川上流水再生センター設備再構築に伴う

水処理施設設計委託に係る再発注の状況

工事概要	工期	開札日	入札状況	予定価格 (税抜、円)	落札金額 (税抜、円)
当初	基本設計一式 100日間	令和2年 7月15日	不調	6,391,000	-
再	基本設計一式 実施設計一式 220日間	令和2年 11月12日	3者参加 1者辞退	55,062,000	23,500,000

都提供資料より監査人作成

(注) 工期は契約確定の日の翌日から起算

(b) 北多摩二号水再生センターの不調案件に関連する再発注の状況

北多摩二号水再生センターの設備再構築に伴う設計委託については、当初発注から約4か月後に、希望制指名競争入札により再発注を行い、表D-11-8のとおり、落札されている(落札者：株式会社昭和設計)。委託内容については、基本設計を含めず、実施設計のみで発注された。

流域下水道本部によれば、当時のスケジュールを考慮して、基本設計は自ら行い、予定価格については、複数者から見積りを入手して算定したところ、実施設計のみの見積りでも、当初発注より価格が上昇したとのことである。

表D-11-1-8 北多摩二号水再生センター水処理設備再構築に伴う設計委託に係る再発注の状況

工事概要	工期	開札日	入札状況	予定価格 (税抜、円)	落札金額 (税抜、円)
当 基本設計一式	130 日間	令和2年 7月22日	不調	20,411,000	-
初 実施設計一式					
再 実施設計一式 (※)	120 日間	令和2年 11月27日	4者参加 2者辞退	29,512,000	17,600,000

都提供資料より監査人作成

(注) 工期は契約確定の日の翌日から起算
※ 基本設計は委託の対象とせず、自ら実施している。

(意見3-20) 入札辞退について

当初、複数の入札参加者があっても、辞退により結果として1者のみで落札されるということは、十分な価格競争を経た落札であるかについて疑義を持たれかねない。また、辞退理由として価格面や業務面での対応困難も挙げられていることから、発注時の予定価格や仕様が、業者の実情にもとよりそぐわず、入札の辞退に寄りやすい面があったことも考えられる。

したがって、入札辞退が多い契約については、たとえ落札されたとしても、入札参加者が十分に確保されなかった案件として、発注のタイムリングや業者の業務対応への配慮等について、今後の発注に資する検証を行われたい。

(2) 随意契約について

ア 令和2年度における契約の状況

(ア) 監査対象とした随意契約（金額基準）

随意契約については、流域下水道本部に係る入札以外の委託契約のうち、契約金額上位5件を監査の対象とした。当初は、契約金額5千万円以上の契約を対象としたが、該当する案件が2件だったことから、契約金額5千万円以下で契約金額上位3件を加えて5件とした。

表D-11-1-9 随意契約金額上位5件の概要（令和2年度・流域下水道本部）

契約年月日	契約先	件名	契約金額（円）
令和2年4月1日	下水道メンテナンス協同組合	北多摩一号水再生センター（ほか6か所焼却灰等収集運搬作業（複数単価契約））	131,887,650
令和2年11月20日	グイハツデザインーゼル（株）	北多摩二号水再生センター（ほか1か所）デザインーゼル発電設備保守点検委託	55,000,000
令和2年11月30日	（株）IHI原動機	多摩川上流水再生センターデザインーゼル発電設備1号保守点検委託	49,500,000
令和2年11月30日	メタウオーター（株）	北多摩二号水再生センター（ほか1か所）受変電設備保守点検委託	48,950,000
令和2年4月1日	下水道メンテナンス協同組合	流域下水道幹線保安作業（複数単価契約）	47,678,950

都提供資料より監査人作成

(イ) 監査の対象とした随意契約について（少額随意契約）

地方公営企業法施行令第21条の14第1号、別表第1第6号によると、予定価格100万円以下のその他契約は、少額随意契約が可能となっている。そこで、流域下水道本部の入札以外の委託契約で、予定価格が100万円以下で、予定価格（契約金額）上位20件の契約を抽出した上で、監査の対象とした。

表D-11-1-10 随意契約（少額随意契約）金額上位20件の概要

（令和2年度・流域下水道本部）

契約年月日	契約先	契約件名	契約金額（円）
令和2年6月24日	（株）東京建築研究所	浅川水再生センター建物補修工事に伴う調査委託	990,000
令和2年7月22日	（株）東京建築研究所	多摩川上流水再生センター場内付常設備補修工事に伴う調査委託	990,000
令和2年11月11日	（株）東京建築研究所	北多摩一号水再生センター管理棟建物補修設計委託	990,000
令和2年12月16日	（株）東京建築研究所	浅川水再生センター管理棟外壁補修工事に伴う調査委託	990,000
令和2年4月28日	高杉商事（株）	北多摩二号水再生センター排水樋門清掃作業	979,000
令和2年12月10日	（株）サンコー環境調査センター	北多摩一号水再生センター（ほか1か所）樋門塗膜調査	957,000
令和2年6月10日	高杉商事（株）	あきる野幹線SNo.109人孔付近管陥内清掃作業	880,000
令和2年5月14日	公益財団法人東京都農林水産振興財団	下水汚泥堆肥の肥料効果調査委託	860,200

契約年月日	契約先	契約件名	契約金額 (円)
令和2年10月9日	社会福祉法人日本キリスト教奉仕団	電子図面作成単価契約	825,000
令和2年4月1日	メタウオーター(株)	清瀬水再生センター(ほか2か所)新型ナトリウム・硫酸電池運転状況管理作業委託	594,000
令和3年2月3日	(株) リスト	流城下水道本部庁舎産業廃棄物(粗大ごみ等)収集運搬・処分委託	525,800
令和2年4月1日	一般財団法人関東電気保安協会	青梅ボンプ所自家用電気工作物保守点検委託	474,100
令和2年4月1日	総合警備保障(株)	野川処理区下流雨水貯留池警備その1委託	435,600
令和2年4月1日	佐近 是隆	流城下水道本部庁舎自家用電気工作物保安業務委託	398,200
令和2年11月11日	(株) 善興社	廃棄文書等処理委託(単価契約)	353,496
令和3年3月25日	第百通信工業(株)	流城下水道本部庁舎電話機移設等作業委託	337,700
令和3年1月15日	(株) 二十一鑑定	八王子市小宮町640番21ほか2筆土地鑑定評価業務委託	330,000
令和3年1月5日	三友プラントサービス(株)	産業廃棄物(鉛蓄電池ほか1点)の収集・運搬・処分作業委託	302,500
令和3年1月5日	ミヤヤ(株)	産業廃棄物(焼知管ほか1点)の収集・運搬・処分作業委託	269,500
令和2年4月1日	(有) 立川栄清社	流城下水道本部庁舎一般廃棄物処理委託(複数単価契約)	248,300

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

〔分析〕業者の選定過程について

監査対象とした随意契約5件についての業者選定理由や見積合わせの回数は、表D-11-1-1のとおりである。

見積合わせが複数回に及んでいるものは、複数単価契約により、一部の単価について、再度、見積合わせを行ったことによる。

随意契約の理由については、業務に精通した即時対応が可能な多数の組合員を擁する協同組合である点を理由とするもの、保守点検の対象となる設備に関する製造会社(あるいは事業継承会社)であり、独自の技術情報を有する点を理由とするものに大別される。

表D-11-1-1 監査対象とした随意契約の業者選定過程等

契約先/件名	随意契約の理由(要旨)	見積合わせ回数
下水道メンテナンス協同組合/北多摩一号水再生センター(ほか6か所)焼却灰等収集運搬作業(複数単価契約)	産業廃棄物収集運搬業の許可及び専用の運搬車両を保有しており、焼却灰等収集運搬作業に多くの実績を有し、精通していることと、所掲焼却灰等収集運搬作業(複数単価契約)に、全域に多くの組合員を擁しているため、常時、人材と資機材を確保でき、即時対応が図れる。	4回
ダイハツディーゼル(株) / 北多摩二号水再生センター(ほか1か所)ディーゼル発電設備保守点検委託	当該設備の製造会社であり、当該設備に関する製造会社独自の技術情報を有する。	1回
(株) IHI原動機/多摩川上流水再生センターディーゼル発電設備1号保守点検委託	当該設備の製造会社である新島原動機株式会社から原動機事業を継承しており、当該設備に関する製造会社独自の技術情報を有する。当該設備の製造設置会社である富士電機株式会社から保守・点検等サービス事業を継承しており、当該設備に関する製造設置会社独自の技術情報を有する。	1回
メタウオーター(株) / 北多摩二号水再生センター(ほか1か所)受変電設備保守点検委託	多摩地区に下水道維持管理に熟練した組合員を擁し、必要時に人員及び資機材を確保できる体制を備えており、多くの実績を有している。	3回
下水道メンテナンス協同組合/流城下水道幹線保安作業(複数単価契約)		

都提供資料より監査人作成

〔分析 意見3-211に関するもの〕少額随意契約の状況について

今回、入手した流城下水道本部の少額随意契約には、表D-11-1-2のとおり、1業者が年間を通じて複数の契約を締結し、業務を行っている事例が見受けられた。

表D-11-1-2 1業者が複数の契約を締結している事例

契約年月日	契約先	契約件名	契約金額 (円)
令和2年6月24日	(株) 東京建築研究所	浅川水再生センター建物補修工事に伴う調査委託	990,000
令和2年7月22日	(株) 東京建築研究所	多摩川上流水再生センター場内付槽設備補修工事に伴う調査委託	990,000
令和2年11月11日	(株) 東京建築研究所	北多摩一号水再生センター管理棟建物補修設計委託	990,000
令和2年12月16日	(株) 東京建築研究所	浅川水再生センター管理棟外壁補修工事に伴う調査委託	990,000

都提供資料より監査人作成

契約件名は異なり、また、契約時期も異なっている。これは、各水再生センターからの依頼によって、その都度契約を行っているためとの説明を受けた。今回の業務は、それぞれ、浅川水再生センター管理棟見学者室付近廊下の雨漏り、多摩川上流水再生センターの外部からの第三者侵入防止用フェンスの破損、北多摩一号水再生センター管理棟出入口付近壁面タイル損傷、浅川水再生センターの管理棟出入口付近壁面タイル損傷、についての調査であり、事前に見てできるものではないとのことである。

また、全ての案件において、複数の業者による見積合わせにより契約者を決定している。

(意見3-21) 計画的な発注の検討について

年間を通じて、結果的に1業者が複数件の契約を締結している件については、水再生センターからの依頼に基づいて、その都度発注及び契約しているという実態があるにしても、外形的には、地方公営企業法施行令の規定にある、予定価格が100万円超となる状況避けるため、99万円の契約を4本締結したとの理解を受ける可能性がある。

したがって、上記のような業務について、同時期に類似する事案があるかどうか各水再生センターに余裕をもって確認の上、まとめて発注することを検討するとともに、結果的に、誤解を受ける可能性がある契約を行った場合には、依頼の都度、契約していることを明確にするため、各センターからの当初の依頼時期と発注時期との関係を記録されたい。

IV 東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

1 東京都下水道サービス株式会社 の財務状況

(1) 東京都下水道サービス株式会社における適正利潤の在り方について
ア 事業の概要

(ア) 下水道局とTGSとの業務上の関係性

東京都の区部下水道事業について、TGSの「経営戦略アクションプラン2021」の「第二部 事業計画」に記載されている業務区分を基に、下水道局とTGSの役割分担を記載すると次のようになる。

下水道局及びTGSは、業務ごとに密接不可分かつ一体的に、下水道事業という行政サービスを提供している。

表E-1-1 下水道局とTGSの業務分担

事業計画	主な業務内容	下水道局	TGS		
1 安全で快適な暮らしを支える	1-1 下水道管の維持管理 1-2 下水道管の夜間休日緊急窓口 1-3 宅地内排水設備の調査	補修工事の設計・工事監督	◎	○	
		管路内清掃・調査の設計・監督	◎	○	
		公共ます設置工事の設計	◎	○	
		巡回・点検業務	◎	◎	
		現況確認調査作業	◎	◎	
		立会い業務	◎	◎	
		お客さまからの問い合わせ対応	◎	◎	
		※設計業務 → ◎:設計業務 ○:設計資料作成 工事監督 → ◎:主任監督員 ○:主任監督員補助			
		下水道受付センター業務		◎	
		下水道受付センターからの報告に基づく指示		◎	
		排水設備に関する指導調整等の事務		◎	
		指定排水設備工事業者に関する事務		◎	
		宅地内排水設備調査		◎	
ラインロープ排水処理システム調査		◎			
台帳情報システムデータ更新作業		◎			
台帳情報システムデータの運用		◎			
2-1 下水道台帳情報システム	台帳情報システムの運用		◎		
2-2 再構築事業の調査	再構築事業の調査		◎		
2-3 下水道管の設計・概算	設計書作成補助業務 (設計書データ作成)		◎		
	再構築工事の設計		◎		
	再構築工事の工事監督		◎		

2 都市の発展を支える

事業計画	主な業務内容	下水道局	T.G.S
2-4 下水道管の工事監督	工事監督補助業務(受注者への指導・調整、官公庁等との調整)		◎
3-1 水再生センター・ポンプ所の維持管理	水再生センター・ポンプ所の運転管理 水再生センター・ポンプ所の保全管理(砂町水再生センターを除く。)	◎	◎
3-2 汚泥処理施設の維持管理	砂町水再生センターの保全管理 改良・補修工事の設計・工事監督 汚泥処理施設の運転管理 汚泥処理施設の保全管理	◎	◎
3-3 光ファイバーネットワークの維持管理	改良・補修工事の設計・工事監督 送配ネットワークの運用 光ファイバー施設の保守管理 情報ネットワーク施設による事務系・業務系システムの運用	◎	◎
3-4 水質に関する試験・調査	※日常試験 → ◎：水質分析(規制項目等) ○：現場採水、部試験項目(MISS等) 法定試験 → ◎：水質分析 ○：自動採水器設置、混合試料の作成等、一部試験項目(SS等)	◎	◎
4-1 再生水の供給	再生水供給施設の運転管理 再生水供給施設の保全管理 再生水利用に係る事業者との調整	◎	◎
4-2 汚泥資源化・再生可能エネルギー活用	汚泥資源化マニユールの検討 再生可能エネルギー設備の建設工事等の設計・工事監督 再生可能エネルギー設備の保全管理 粒度調整灰の製造 汚泥炭化施設の運転管理 改良土の製造	◎	◎
4-3 建設発生土のリサイクル	建設発生土改良プラント施設の運転管理 建設発生土改良プラント施設の再構築等工事の設計・工事監督	◎	◎
5-1 国内の事業化を目指す技術開発	建設発生土改良土使用に係る調整業務 下水道事業が直面する課題に対する技術開発 ※技術開発を推進すべき技術について、局・T.G.Sが連携を図り推進	◎	◎
5-2 海外への展開	共同開発した技術 自主開発した技術 海外政府機関との関係構築、事業ニーズの把握	◎	◎

事業計画	主な業務内容	下水道局	T.G.S
5-3 東京発の国際展開	海外政府高官や行政職員の招徠・研修の受け入れ 案件形成段階における現地調査・検討、プラン策定 コンサルディング、技術支援	◎	◎
5-4 技術者の養成と学生の支援	局研修計画の策定 研修業務・施設見学案内業務 民間事業者向け研修の企画・実施・講師派遣	◎	◎
6-1 折れたなフイールへの挑戦	T.G.Sによる東京23区以外への事業展開、開発技術の新たな分野への活用、水再生センターの包括管理への対応	◎	◎
6-2 東京発の下水道サービスのDX	下水道局・T.G.Sが連携したDX(AIを活用した次世代ポンプ運転支援等) 下水道局独自のDX T.G.S独自のDX	◎	◎
6 多様な展開と挑戦			◎

T.G.S提供資料より監査人作成

上記のT.G.Sの業務のうち、都からの受託業務契約は、すべてが特命随意契約となっている。
また、T.G.Sの売上高に占める都に対する売上高及び比率の推移は、以下のとおりであり、都に依存した損益構造となっている。

表E-1-2 T.G.Sの売上高に占める都に対する金額及び比率

(単位：千円、端数未満切捨て、ただし比率を除く。)

年度	売上高	対都売上高	比率
平成23年度	16,076,537	15,441,708	96.05%
平成24年度	18,223,066	17,395,911	95.46%
平成25年度	19,932,187	19,006,548	95.36%
平成26年度	21,686,632	20,804,899	95.93%
平成27年度	22,559,188	21,887,095	97.02%
平成28年度	23,842,555	23,196,178	97.29%
平成29年度	24,948,903	24,246,420	97.18%
平成30年度	25,213,319	24,537,193	97.32%
令和元年度	26,475,392	25,595,850	96.68%
令和2年度	24,717,315	24,085,112	97.44%
		平均	96.57%

T.G.S各年度財務諸表データ及びT.G.S提供資料より監査人作成

(イ) T.G.Sの財務状況の分析

T.G.Sの財務諸表のデータに基づき、株主資本等の内部留保の実数分析、安
全性分析、収益性分析、損益分岐点分析などの財務分析手法により、T.G.Sの

財務状況を時系列的に見ると、以下のようなになる。

a 株主資本等の実数分析

表E-1-3 株主資本内訳に係る時系列データ

(単位：千円、端数未満切捨て)

年度	株主資本		利益剰余金			計	
	資本金	利益準備金	その他利益剰余金		計		
			移転対策積立金	繰越利益剰余金			計
平成23年度	100,000	13,000	2,200,000	1,800,000	580,590	4,580,590	4,693,590
平成24年度	100,000	13,500	2,300,000	1,900,000	1,056,836	5,256,836	5,270,336
平成25年度	100,000	14,000	2,600,000	2,000,000	1,475,779	6,075,779	6,089,779
平成26年度	100,000	15,000	3,200,000	2,000,000	1,655,013	6,855,013	6,870,013
平成27年度	100,000	15,500	3,800,000	2,000,000	1,560,419	7,360,419	7,375,919
平成28年度	100,000	16,000	4,400,000	1,900,000	2,364,968	8,664,968	8,680,968
平成29年度	100,000	16,500	5,200,000	1,770,000	3,243,092	10,213,092	10,229,592
平成30年度	100,000	17,000	6,000,000	1,640,000	3,813,207	11,453,207	11,470,207
令和元年度	100,000	18,000	6,000,000	1,510,000	4,880,910	12,390,910	12,408,910
令和2年度	100,000	18,500	6,000,000	1,360,000	5,412,209	12,772,209	12,790,709

TGS各年度財務諸表より監査人作成

「その他利益剰余金」のうち、損害賠償補填積立金は、TGSが下水道局からの受託業務において、局施設等に損害を与えた場合の賠償に備えるために積み立てているものである。

損害賠償補填積立金の計上経緯としては、まず、平成19年1月に実施した「受託管理施設に係わる被害想定に関する調査研究」(株)損保ジャパンプ・リスクマネジメント)において、受託管理施設の最大被害想定額が、南都スラッシュプラント施設における複合的な災害が発生した場合、66億円に達するという報告があり、平成21年8月に、この最大被害想定額66億円に付して、損害賠償保険5億円を充当し、残りの60億円を別途に損害賠償補填積立金を設定したものである。

その後、平成31年3月に、再度実施した「受託管理施設及び業務に係わる被害想定に関する調査」(SOMPオリスクマネジメント(株))において、

東横谷ポンプ発電機棟におけるタービンの破裂飛散事故が発生した場合の最大被害想定金額が93億円となる報告があり、前回の調査より最大被害想定金額が大きくなったことを受け、関係課長チームを中心に検討した結果、損害賠償補填積立金の積立日途額については60億円のままとし、残額のおおむね30億円については、保険金額の増額と掛け金のシミュレーションなどの検討を行い、損害賠償保険を活用することとしたものである。

TGSにおける大規模な事故は、平成29年4月に発生した葛西水再生センター汚泥焼却炉1号過給機損傷のみであり、事故原因は、異なる手順書の適用による人為的なミスである。なお、本件事故の原状回復費用は5,940万円であり、免責金額100万円を除いた5,840万円が損害保険会社から補填されている。したがって、これまでに、損害賠償補填積立金の取崩しの事実はない。

なお、想定される損害賠償補填積立金の対象については、委託者である都からの受託管理施設が対象になり、具体的には下水道処理施設等敷地内に所在するすべての受託物である。

次に、移転対策積立金は、令和4年7月に「TOKYO TORCII」内へ本社移転することに備えるためのものである。

現在、TGSの本社がある日本ビルディングは、民間事業者により進められている「常盤橋街区再開発プロジェクト」により解体されることとなり、TGSでは、近隣地域の物件の賃料及びビルの基本仕様である設備やインフラ環境などについて調査を実施し、本社移転について検討を行っていた。その後、常盤橋地区内に民間事業者により新たに建設される建物(D棟)への入居に向けた調整を下水道局と行った結果、下水道局及び管渠の維持補修や緊急時の故障処理作業等を担う下水道メンテナンス協同組合とともに、下水道局の補完代行業務を受託するTGSが三位一体で、円滑な下水道事業を運営しつつ、迅速かつ的確に災害対応可能な協力支援体制を構築することとなり、下水道の災害復旧拠点におけるTGSの役割などを担っていくため、D棟に入居することとされたものである。

本社移転に伴う管理コストの効率化に係る詳細な数値見積りなどは、現状では、建築設計段階でもあり算定は困難であるが、本社移転支出総額の概算金額は、建築付帯工事、システム関係及び什器備品調達など、現時点で約10億円を見込んでいる。

b 安全性分析

表E-1-4 流動比率・当座比率・運転資金の時系列推移

(単位：千円、端数未満切捨て、ただし比率を除く。)

	流動資産	当座資産			流動負債	流動比率	当座比率	運転資金	
		現金及び預金	売掛金	割賦売掛金					計
平成23年度	7,543,430	2,147,950	3,624,876	-	5,772,827	3,953,015	190.83%	146.04%	3,590,414
平成24年度	9,004,801	3,438,568	4,701,760	128,552	8,268,880	4,736,069	190.13%	174.59%	4,268,732
平成25年度	10,948,674	2,583,866	5,306,117	184,301	8,074,285	6,059,792	180.68%	133.24%	4,888,882
平成26年度	12,022,881	5,753,857	5,126,841	323,938	11,204,637	6,441,577	186.64%	173.94%	5,581,303
平成27年度	11,128,340	4,523,842	5,488,087	254,524	10,276,454	5,278,695	210.82%	194.68%	5,849,644
平成28年度	13,151,535	5,951,056	6,595,652	163,697	12,710,406	5,774,711	227.74%	220.10%	7,376,823
平成29年度	14,745,191	7,391,176	6,851,228	104,581	14,346,986	5,874,886	250.99%	244.21%	8,570,304
平成30年度	16,175,335	9,108,227	6,858,570	45,465	16,012,263	6,127,463	263.98%	261.32%	10,047,871
令和元年度	17,242,490	9,458,388	7,430,420	230,503	17,119,313	6,089,503	283.18%	281.13%	11,152,986
令和2年度	17,274,829	7,544,177	9,184,440	180,964	16,909,582	5,814,303	297.11%	290.83%	11,460,525

TGS各年度財務諸表データに基づく監査人試算

(注1) 流動比率=流動資産÷流動負債

(注2) 当座比率=(現金及び預金+売掛金+割賦売掛金)÷流動負債

(注3) 運転資金=流動資産-流動負債

c 収益性分析 (売上高利益率)

表E-1-5 売上高利益率の時系列推移

(単位：千円、端数未満切捨て、ただし比率を除く。)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	売上高営業利益率	売上高経常利益率	売上高当期純利益率
平成23年度	16,076,537	213,537	232,237	142,736	1.33%	1.41%	0.89%
平成24年度	18,223,066	1,122,690	1,129,034	681,746	6.16%	6.20%	3.74%
平成25年度	19,932,187	1,367,319	1,380,780	824,442	6.86%	6.93%	4.14%
平成26年度	21,686,632	1,262,585	1,277,464	790,234	5.82%	5.89%	3.64%
平成27年度	22,559,188	824,088	827,952	510,905	3.65%	3.67%	2.28%
平成28年度	23,842,555	2,018,752	2,022,842	1,310,049	8.47%	8.48%	5.49%

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	売上高営業利益率	売上高経常利益率	売上高当期純利益率
平成29年度	24,948,903	2,387,343	2,397,081	1,553,624	9.57%	9.61%	6.23%
平成30年度	25,213,319	1,891,248	1,926,411	1,245,614	7.50%	7.64%	4.94%
令和元年度	26,475,392	1,439,097	1,458,338	948,702	5.44%	5.51%	3.58%
令和2年度	24,717,315	493,198	527,514	386,799	2.00%	2.13%	1.56%
平均					5.68%	5.75%	3.65%

TGS各年度財務諸表データに基づく監査人試算

(注1) 売上高営業利益率=営業利益÷売上高

(注2) 売上高経常利益率=経常利益÷売上高

(注3) 売上高当期純利益率=当期純利益÷売上高

d 収益性分析 (自己資本利益率)

表E-1-6 自己資本比率及び自己資本利益率(要素分解を含む。)に係る時系列推移

(単位：千円、端数未満切捨て、ただし比率等を除く。)

	自己資本	総資産	自己資本比率	自己資本当期純利益率	売上高	総資産回転率	財務レバレッジ
					当期純利益率		
平成23年度	4,693,590	8,985,670	52.23%	3.04%	0.89%	1.78	1.91
平成24年度	5,370,336	10,457,873	51.35%	12.69%	3.74%	1.74	1.94
平成25年度	6,189,779	12,661,825	48.89%	13.32%	4.14%	1.57	2.04
平成26年度	6,970,013	13,870,489	50.25%	11.34%	3.64%	1.56	1.99
平成27年度	7,475,919	13,286,863	56.27%	6.83%	2.26%	1.69	1.77
平成28年度	8,780,968	15,100,003	58.15%	14.92%	5.49%	1.57	1.71
平成29年度	10,329,592	16,774,294	61.58%	15.04%	6.23%	1.48	1.62
平成30年度	11,570,207	18,588,243	62.24%	10.77%	4.94%	1.35	1.60
令和元年度	12,508,910	19,951,170	62.70%	7.58%	3.58%	1.32	1.59
令和2年度	12,890,799	19,954,023	64.60%	3.00%	1.56%	1.23	1.54
平均			56.83%	9.85%	3.65%	1.53	1.77

TGS各年度財務諸表データに基づく監査人試算

(注1) 自己資本比率=自己資本÷総資産

(注2) 自己資本当期純利益率=当期純利益÷自己資本

(注3) 自己資本当期純利益率は、以下のように3つの要因に分解できる。

自己資本当期純利益率=売上高当期純利益率×総資産回転率×財務レバレッジ

＝当期純利益/売上高×売上げ/総資産×総資産/自己資本

e 損益分岐点分析

損益分岐点売上高とは、ちょうど利益がゼロになる売上高のことをいう。損益分岐点売上高を算出するためには、総費用を固定費（売上高が変動しても一定である費用のこと）と変動費（売上高の変動と比例的に変動する費用のこと）に分解した上で、次のように算出する。以下の式のαのことを変動費率という。

$$\begin{aligned} \text{売上高} &= \text{総費用} = \text{変動費} + \text{固定費} = \alpha \times \text{売上高} + \text{固定費} \\ \text{よって、損益分岐点売上高} &= \text{固定費} \div (1 - \alpha) \end{aligned}$$

損益分岐点売上高を算出するためには、総費用を固定費と変動費に分解しなければならぬが、外部分析からはこの分解が困難であるため、売上原価及び販管費を総費用（Y）とし、売上高（X）に対する総費用曲線について、単回帰分析による回帰式により、変動費率及び固定費を算出する。その上で、理論上の損益分岐点売上高を算出し、損益分岐点比率及び安全余裕率を計算する。

表E-1-7 単回帰分析のための基礎データ

（単位：円）

年度	売上高 (X)	総費用 (Y)
平成23年度	16,076,537,510	15,863,000,249
平成24年度	18,223,086,249	17,100,375,953
平成25年度	19,932,187,145	18,564,867,694
平成26年度	21,686,632,818	20,424,047,679
平成27年度	22,559,188,255	21,735,089,662
平成28年度	23,842,555,444	21,823,802,673
平成29年度	24,948,903,900	22,561,560,762
平成30年度	25,213,319,380	23,322,070,447
令和元年度	26,475,392,386	25,036,294,827
令和2年度	24,717,315,648	24,224,117,087

TGS各年度財務諸表データに基づく監査入試算

表E-1-8 総費用回帰式及び損益分岐点売上高

（単位：円、ただし変数Xの係数を除く。）

総費用回帰式	$Y = 0.8872X + 1,221,335,425$
損益分岐点売上高	$= \text{固定費} \div (1 - \text{変動費率})$
	$= 1,221,335,425 \div (1 - 0.8872) = 10,827,441,711$

TGS各年度財務諸表データに基づく監査入試算

算出された総費用回帰式から、変動費率は0.8872、固定費は1,221,335,425円となる。これを基に先述した方法に基づき算定すると、理論上の損益分岐点売上高は10,827,441,711円となる。

この損益分岐点売上高を基に、損益分岐点比率及び安全余裕率を計算すると以下のようになる。

表E-1-9 損益分岐点比率及び安全余裕率の時系列推移

（単位：円、ただし比率を除く。）

年度	売上高	損益分岐点比率	安全余裕率
平成23年度	16,076,537,510	67.35%	32.65%
平成24年度	18,223,086,249	89.42%	40.58%
平成25年度	19,932,187,145	54.32%	45.68%
平成26年度	21,686,632,818	49.93%	50.07%
平成27年度	22,559,188,255	48.00%	52.00%
平成28年度	23,842,555,444	45.41%	54.59%
平成29年度	24,948,903,900	43.40%	56.60%
平成30年度	25,213,319,380	42.94%	57.06%
令和元年度	26,475,392,386	40.90%	59.10%
令和2年度	24,717,315,648	43.81%	56.19%

TGS各年度財務諸表データに基づく監査入試算

（注1） 損益分岐点比率＝損益分岐点売上高÷売上高
 （注2） 安全余裕率＝（売上高－損益分岐点売上高）÷売上高

f 中小企業平均値

参考までに、従業員規模51人以上の全産業に係る財務指標平均値は、以下のとおりである。

表E-1-1-10 中小企業平均値 (従業員規模 51 人以上の全産業平均値)

経営指標	令和2年度
自己資本当期純利益率 (%)	5.94
売上高対営業利益率 (%)	3.35
売上高対経常利益率 (%)	3.82
売上高対当期純利益率 (%)	2.29
総資本回転率 (回)	1.22
流動比率 (%)	172.62
当座比率 (%)	112.70
自己資本比率 (%)	47.04

中小企業庁「中小企業実態基本調査報告書 (速報)」を基に、一般社団法人中小企業診断士協会 東京支部 城南支会 財務診断研究会が取りまとめた資料に基づき作成

イ 監査の結果

〔分析 指摘 4-1-1 に関するもの〕 TGS の財務状況について

TGS の財務分析の結果からは、以下のようなことになる。

① 株主資本等の実数分析から、株主資本のうち、内部留保としての利益剰余金残高が増加トレンドであり、その残高も 127.9 億円と巨額で、過去 10 年間で 2.8 倍に増大している。

② 収益性分析から、過去 10 年平均で、売上高営業利益率 5.68%、売上高経常利益率 5.75%、売上高当期純利益率 3.65%となっており、中小企業平均よりも大きくなっている。また、過去 10 年平均で、自己資本比率が 56.83%、自己資本当期純利益率が 9.85%と中小企業平均よりも大きくなっている。特に、自己資本 (=株主資本) が大幅に増加しているにもかかわらず、自己資本当期純利益率が高いということは、大幅な当期純利益が発生していることを意味している。

③ 損益分岐点分析から、損益分岐点比率は、一般に優良と言われている 80%を大幅に下回っており、また、安全余裕率も 50%以上であり、大幅に損益分岐点を上回っていることから、大幅な利益が生じている状態である。

したがって、大幅な当期純利益が継続して発生し、利益剰余金が多額に生じていることがわかる。

(指摘 4-1-1) TGS における適正利潤の在り方について

TGS の利益の源泉は、開発技術に付随する特許権等の実施料収入等もあるが、主として、下水道利用者が受益の対価として負担した下水道料金である。

TGS に過大な利益剰余金が存在することは、下水道サービスを提供することに伴って発生するコスト以上に、下水道利用者が下水道料金として負担していることを意味している。受益以上の負担により発生している利益剰余金は、中長期的に下水道サービスの維持のために必要か否か、現在世代が受益以上の下水道料金を負担することの是非が、厳格に問われるべきことになる。

したがって、TGS の利益は都民による下水道料金としての受益者負担を源泉として発生していることを明確に認識した上で、適正利潤の在り方を検討されたい。

(2) 繰越利益剰余金の妥当性について

ア 事業の概要

(ア) 平成 15 年度包括外部監査 (監理団体である TGS の経営管理について) での意見及び措置について

TGS では、令和 3 年 3 月 31 日現在の貸借対照表において、約 54.1 億円の繰越利益剰余金が計上されている。損害賠償補填積立金等を加えると、利益剰余金は、127 億円にも上る。利益剰余金の問題は、平成 15 年度包括外部監査 (監理団体である TGS の経営管理について) でも指摘されている。

(意見) (平成 15 年度包括外部監査)

TGS の剰余金残高は資本金 1 億円に対して 25 億円にも上っている。

また、資産総額約 43 億円のうち、営業債権や固定資産以外の資金 (金融資産) としては 19 億円を保有している。

TGS は設立以来、事業継続のために内部留保の充実を大きな経営目標としてきたが、一定規模が手当てされてきた以上、今後もその経営方針では資金の有効活用という視点から十分ではない。

TGS は、都と積極的に協議し、資金を有効活用できる事業計画の立案、PFI 事業への参加など、経営方針の見直しについて検討されたい。

この意見に対しての措置の概要は、以下のとおりである。

(措置の概要)

剰余金については、受託管理施設の事故等に伴う損害賠償等に対応するための、内部留保を一定規模手当てした上で、積極的に活用を図るため、剰余金を有効活用 P/T を設置し、検討・協議を進めてきた。

平成 16 年度は、汚泥処理業務の効率化を図る「古紙添加設備」の改善にこの資金を活

用した。
また、余剰資金については、その有効活用に至るまでの間、積極的に資金運用することとし、「資金管理運用方針」に基づき、安全で有利な金融商品を選択し購入している。その結果もあり、長期に運用しているものを除いた金融資産の受取利息（利回り）が、平成16年度においては、平成14年度に比較して0.03%から0.08%へ0.05%改善できた。
今後も資金状況に応じて、安全でより有利な金融商品で管理・運用を行っていく。

平成15年度の包括外部監査では、余剰資金25億円の有効活用は焦点を当てて意見を述べているが、TGSの業務拡大により、その後も余剰資金は増え続けており、余剰資金の有効活用だけではなく、余剰資金そのものをどう減らししていくかが、当時以上の喫緊の課題となっている。

表E-1-11 平成14年度末と令和2年度末の利益剰余金の状況

	貸借対照表より抜粋		差額
	平成15年3月31日	令和3年3月31日	
利益準備金	7,500,000	18,500,000	11,000,000
任意積立金	2,000,000,000	—	△2,000,000,000
目的積立金	—	7,360,000,000	7,360,000,000
繰越利益剰余金	532,790,884	5,412,209,485	4,879,418,601
利益剰余金 計	2,540,290,884	12,790,709,485	10,250,418,601

TGS提供資料より監査人作成

(注) 目的積立金は、投資信託補填積立金60億円と移転対策積立金13.6億円である。

上表のとおり、利益剰余金は、平成15年3月31日の25億円に対して、令和3年3月31日は128億円となっており、そのうち繰越利益剰余金に限っても、平成15年3月31日の5億円に対して、令和3年3月31日は54億円となっている。

(イ) 平成15年度包括外部監査時点との比較分析

令和2年度決算において、金融資産は約77億円が計上されている（次表を参照のこと。金融資産は平成15年度包括外部監査と同様に、現金及び預金、有価証券、投資有価証券の合計とした。）。このため、当時に比べて金融資産は約58億円増加している。

デリバティブについては、リスク管理方針の明文化を行っている。また、金融商品への関与は縮小しており、平成15年度包括外部監査で言及された有価証券、投資有価証券に該当するものは、令和2年度決算では、2億円に減少している。

表E-1-12 TGSの決算（金融資産）

勘定科目	平成14年度決算	令和2年度決算	差額
現金及び預金 (a)	633	7,544	6,910
有価証券 (b)	461	—	△461
投資有価証券 (c)	797	200	△597
金融資産 (a+b+c)	1,892	7,744	5,851

TGS決算書より監査人作成

利益剰余金と金融資産が大きく増加したのは、都から受託する業務範囲が拡大したことが主な要因である。TGSは設立以来、主として汚泥処理事業を都から受託していたが、平成20年度から、水処理施設を保全する水処理保全事業の受託が追加開始された。また、下水道事務所出張所業務は、平成16年度における豊島出張所の業務の受託から始まり、各区役所の理解を得つつ業務拡大し、令和元年度の千代田出張所の受託によって、23区全ての出張所業務を受託することとなり、売上高が大きく増加した。

令和2年度の売上高247億17百万円のうち、240億85百万円(97.4%)は、都に対するものである。また、売却金91億84百万円のうち、89億76百万円(97.7%)は、都に対するものである。

さらに、令和4年度からは、新たに一部の水再生センターの水処理施設を包括受託することが予定されている。

表E-1-13 TGSの決算（売上高、売却金（未収入金））

勘定科目	平成14年度決算	令和2年度決算	差額
売上高	6,997	24,717	17,719
売却金（未収入金）※	1,911	9,184	7,273

TGS決算書より監査人作成

※平成14年度決算書では未収入金勘定で表示されている。

(ウ) TGSにおける繰越利益剰余金の活用に向けた検討
繰越利益剰余金の使途及び活用法に関し、TGS内部の関係課長チームを中心に検討がなされている。

この検討では、活用方策として「AIを活用した新システムの開発」、「大学等への寄附講座の開設」等が提言されている。なお、この検討過程において、防災住宅関係への投資についても検討対象となり、他団体の災害対策要綱等と比較し、運用方法などが検討されたが、運営上の管理方法、人員体制や購入によるリスクなどの課題があることから、当面、現行どおり、社員寮(賃貸)を準防災住宅と位置付けて対応することとなり、当該投資は見送られている。

これらの検討を受けて、繰越利益剰余金の投資資金としての活用としては、「経営戦略アクションプラン2021」の今後5年間の投資計画として、以下のものが定められている。

表E-1-14 「経営戦略アクションプラン2021」に記載された今後5年間の投資計画の詳細

目的	事項	概要	投資額
		【管路関係】 ・スマートデバイスを用いた現場業務の効率化、情報管理の簡素化 ・下水道受付センター業務における電話応答業務支援システム 【施設関係】 ・下水処理施設の維持管理業務の高度化・効率化	260
	AR動画を活用した人材育成		10
	大学等の寄附講座		200
環境・社会への貢献	業務用車両の脱ガソリン化		300
合計			1,070

TGS提供資料より監査人作成

なお、関係課長チームを中心とした繰越利益剰余金の活用法に係る検討は令和元年10月及び令和2年3月の2回実施されたのみであり、現状は開催されておらず、今後の開催予定も現状においてははない。

また、この投資計画額約10億円と繰越利益剰余金の残高54.1億円の差額の

約44億円については、緊急事態宣言時において検収を受ける態勢が整わず、下水道局から月次収入を得ることができなかった場合(2,013百万円/月)の運転資金へ充当するものであるというのが、TGSからの回答である。

イ 監査の結果

【分析 意見4-1、意見4-2に関するもの】繰越利益剰余金の妥当性について

(ア) 繰越利益剰余金残高の使途に係る考察

令和3年3月末時点で利益剰余金は約128億円、繰越利益剰余金は約54億円の残高がある。特に、繰越利益剰余金については、「経営戦略アクションプラン2021」に記載されている今後5年間の投資額が、上記のとおり約10億円であり、差額の約44億円の使途が明確になっていない。

(イ) 収支計画から見た繰越利益剰余金の残高増加に係る考察

前述したように、過去10年間のトレンドを見ても、繰越利益剰余金は大幅な増加傾向にあり、さらに、「経営戦略アクションプラン2021」の収支計画に基づけば、令和3年度以降の税引前当期純利益の予想額は以下ようになっており、今後の5年間に約23億円の繰越利益積立金の更なる追加計上が想定される。

表E-1-15 「経営戦略アクションプラン2021」の収支計画による令和3年度以降の税引前当期純利益の予想額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	累計
税引前当期純利益	754	384	706	696	760	3,300
法人税等	225	115	210	207	226	983
税引後当期純利益	529	269	496	489	534	2,317

TGS提供資料に基づき監査人試算

(注) 実効税率は財務省の試算に基づき29.74%として、単位未満切り上げで法人税等を算出している。

したがって、令和7年度までにおける利益剰余金は約128億円に約23億円を追加した約151億円とすることが予想される。また、繰越利益剰余金は約54億円に約23億円を追加した約77億円となり、このうち、今後5年間で約10億円の投資を実行したとしても、使途が明確になっていない約67億円の繰越

利益剰余金の存在が予測される。

(ウ) 財務分析に基づく運転資金に係る考察

TGSでは、これらの利益剰余金の使途の説明について、緊急事態宣言下の月次収入の入金不能リスクを想定しているが、このようなリスクを軽減するためのリスクマネジメントが優先的に検討されるべきであり、入金不能を前提とした利益剰余金の使途の説明は、経営的な観点からは合理的とは言いがたい。

指摘4-1で記載したように、TGSの過去の財務トレンドや損益分岐点分析における安全余裕率などを勘案すると、営業利益ベースで赤字になることは合理的には想定できない。また、令和3年3月31日現在で流動比率は297.11%、当座比率も290.83%と、財務安全性が極めて高くなっている（通常、流動比率は200%以上、当座比率は100%以上で安全性が高いと想定される）。さらに、運転資金も114.6億円と巨額で、過去10年間で3.2倍に増大している。

したがって、繰越利益剰余金を運転資金の使途として想定することには合理性はない。

(意見4-1) TGSにおける利益剰余金の発生構造の明確化とその対応について

現状におけるTGSの繰越利益剰余金残高は適切とは考えにくい。例えば、今後、都との契約金額を、TGSにおいて効率化された原価ベースへの引下げを行うといった形で見直すなど、利益が発生するプロセスやその財務構造等を、都とTGSを一体的にとらえた上で、根本的に分析する必要がある。

拡大してきたTGSの繰越利益剰余金の適正水準を、今後どのように考えるべきなのかについて、都との関係、下請業者との関係、公益企業としての位置付けなど、総合的かつ根本的な財務構造の検討をすべく、法務や財務等の専門的知見を有する外部有識者を交えた検討委員会などで、利益剰余金の今後の在り方に係る基本的な考え方の整理、基本方針、様々な観点からの具体的削減方策及びそのスケジュール等を検討されたい。

(意見4-2) 都民への貢献のための繰越利益剰余金残高の活用について

TGSで生じた繰越利益剰余金は、主として都民の下水道料金としての受益者負担を源泉とするものであり、都民への貢献のために活用することが合理的である。

これまでも、TGSでは、技術開発によって下水道事業全体の事業費の削減等に取り組んでいる。例えば、「経営戦略アクションプラン2021」の「第1部

TGSとは」の記載によれば、開発技術の一つであるSPR工法によって、昭和61年から令和2年3月までの期間において、区部で、2,100億円程度の事業費削減効果を検算している。

今後も、TGSは、都と連携しつつ、繰越利益剰余金を都民への貢献のために活用していく視点を十分に考慮の上、繰越利益剰余金残高の在り方等を検討されたい。

(3) 利益管理について

ア 事業の概要

令和7年度の売上高、費用、営業利益、経常利益の予測値については、「経営戦略アクションプラン2021」で記載されている。

イ 監査の結果

【分析 意見4-3に関するもの】利益管理について

令和7年度までの毎年度の予想損益計算書、予想貸借対照表、予想キャッシュ・フロー計算書などは策定されていない。そのため、売上高及び費用は、原則として令和3年度の計画値を基に、消費者物価指数予測(令和4年度は0.4%、以後毎年度0.1%上昇)を引き延ばした数値によっている。なお、本社移転関係経費等は繰り込まれているが、令和4年度に予定されている水処理運転包括受託に係る数値は繰り込まれていない。また、「経営戦略アクションプラン2021」で盛り込まれている投資計画における、減価償却費その他の費用なども繰り込まれていない。

例えば、「経営戦略アクションプラン2021」で想定されている新規事業としての都以外からの業務受託を、5か年で累計30億円の売上げとしていますが、それに係る売上原価や利益率の試算はないという状況である。

(意見4-3) 適正な利益管理の在り方について

今後5年間の「経営戦略アクションプラン2021」はあるが、アクションプラン実行の際の財源について、その計数的な裏付けとなる5年間の損益計画、資金計画、投資計画、人員計画などが策定されていない。また、このような経営管理の在り方が、過大な内部留保につながる遠因になっている可能性もある。

TGSの業務は、経営環境の変化に応じてプラットフォームに事業ドメインが変化するような業態でもなく、事業構造等の複雑性の度合いは相対的に低いと考えられる。そのため、①下水道事業の一翼を担う公益性を有する企業の意義

を十分に勘案し、計数的な裏付けのある精度の高い中期経営計画を策定すること、②計数的な裏付けのある中期経営計画を経営戦略アクションプランと連動させること、③中期経営計画の損益構造等に大きな影響を及ぼすような事象の発生が予測された場合には、中期経営計画の改定を実施することなどにより、適正な利益管理を実施するよう検討されたい。

(4) 原価管理について

ア 事業の概要

現在実施されている事業別原価管理は、詳細な原価区分を基礎として、本料経費(間接経費)についても、貢献時間別の詳細な配賦基準に基づき配賦計算をしているなど、精緻に実施されている。

イ 監査の結果

〔分析 意見 4-4 に関するもの〕原価管理について

このデータの使用方法としては、まず、財務諸表に表示される原価の計算として利用されている。

次に、①「上半期実績ベースと下半期予測値の合算値」と「年度事業計画値」の対比と分析、②「第3四半期実績ベースと第4四半期予測値の合算値」と「年度事業計画値」の対比と分析として利用されている。すなわち、年度利益見込みへの着地ベースの子測に資するための予算管理としての利用である。

また、年度ベースでは、各事業別原価に対して、販売費及び一般管理費を事業別に配賦し、都からの受託契約価格の算定根拠に利用されている。

(意見 4-4) 適正な原価管理の在り方について

TGSでは、事業別原価管理を予算管理及び受託契約価格の算定のために利用している。

ここで、「原価計算基準(昭和37年11月8日大蔵省企業会計審議会)」によれば、原価計算の目的には次のようなものが想定されている。

- ① 企業の出資者、債権者、経営者等のために、過去の一定期間における損益ならびに期末における財政状態を財務諸表に表示するために必要な真実の原価を集計すること。
- ② 価格計算に必要な原価資料を提供すること。
- ③ 経営管理者の各階層に対して、原価管理に必要な原価資料を提供すること。ここに

原価管理とは、原価の標準を設定してこれを指示し、原価の実際の発生額を計算記録し、これを標準と比較して、その差異の原因を分析し、これに関する資料を経営管理者に報告し、原価能率を増進する措置を講ずることをいう。

④ 予算の編成ならびに予算統制のために必要な原価資料を提供すること。ここに予算とは、予算期間における企業の各業務分野の具体的な計画を貨幣的に表示し、これを総合編成したものをいい、予算期間における企業の利益目標を指示し、各業務分野の諸活動を調整し、企業全般にわたる総合的管理の要具となるものである。予算は、業務執行に関する総合的な期間計画であるが、予算編成の過程は、たとえば製品組合せの決定、部品を自製するか外注するか等の選択的事項に関する意思決定を含むことは、いうまでもない。

⑤ 経営の基本計画を設定するに当たり、これに必要な原価情報を提供すること。ここに基本計画とは、経済の動態的变化に適応して、経営の給付目的たる製品、経営立地、生産設備等経営構造に関する基本的事項について、経営意思を決定し、経営構造を合理的に組成することをいい、随時的に行なわれる決定である。

TGSの現状を考えるとすれば、事業別原価管理は、原価計算の目的である①、②及び④の目的に利用されている。

しかし、事業別原価管理には、原価の効率化(業務の効率化)という③の目的があり、TGSでは、そのための管理の仕組みが整備されていない。このような原価の効率化(業務の効率化)の目的のためにも、事業別原価管理を利用する仕組みを構築されたい。

このような原価の効率化は、日常的な業務管理としての経常的な意思決定レベルの範疇にあるものであるが、原価計算の目的に記載されている⑤は、トップマネジメントによる戦略的な意思決定レベルの範疇にあるものである。原価管理の仕組みを構築する目的の優先順位は上記の③であるが、それらが整備・運用された後には、⑤の目的も含めた原価管理の在り方を検討されたい。

(5) 有形固定資産の管理について

ア 概要

固定資産を新規取得した場合、固定資産会計ソフトにこの情報を入力し(「固定資産台帳」、現物自体には「資産シール」を貼付するよう規定している。毎年1回、11月から12月にかけて、各担当課に対して、固定資産の有無の調査を依頼し、「実態調査確認書」を提出させている。また、廃棄、異動した際には、「固定資産除却等報告書」を提出させている。

〔分析 指摘 4-2 に関するもの〕 固定資産の管理について
 今回、固定資産台帳（TGS本社）をベースに任意抽出して（以下の5件）、
 現物確認を行った。

表 E-1-1-6 現物確認を行った工具器具備品

資産コード	資産名	部門	取得年月日	取得価額	期首簿価
1	100-363-01 応接セット	管路部長	平成20年3月31日	375,000	1
2	22 固工 020-千1 映像資料(会社案内・事業概要)	総務課・人事課	平成22年8月2日	1,790,100	1
3	25 固工 1,065-千1 伏越し管きよ内調査及び清掃装置	管路課	平成26年3月31日	14,386,000	8,522,507
4	26 固工 041-千1 通話記録装置	下水道受付センター	平成27年2月23日	1,950,000	942,500
5	30 固工 1,022-千1 ランゲット下木処理場架型	企画調整課	平成30年9月28日	2,950,000	2,015,834

TGS 固定資産台帳より監査人作成

4 監査の結果

〔指摘 4-2〕 有形固定資産の管理について

現物確認を行った5件の固定資産のうち、3件について問題が見られた。5件中3件に問題が見られたということは、有形固定資産の管理そのものに問題があると推測される。今後、問題点を洗い出した上で、管理を徹底される。

まず、映像資料（会社案内・事業概要）（資産コード22 固工 020-千1）について、既に廃棄しているため現物が確認できなかった。廃棄した場合、早急に「固定資産除却等報告書」の提出が必要である。

次に、伏越し管きよ内調査及び清掃装置（資産コード25 固工 065-千1）について、他の共同研究者のところに預けてあり、現物を確認できなかった。他者に預けた場合、速やかに「固定資産除却等報告書」の提出が必要である。また、現行の「固定資産実態調査」依頼表では、共同研究用のための資産に係る実在報告の有無の記載欄がないので、記載欄の追加をするべきである。

最後に、通話記録装置（資産コード26 固工 041-千1）について、現物に固定資産シールが貼付されていなかった。資産シールは、固定資産台帳上に記載されているものの現物を特定する手掛かりであり、必ず貼付しておくべきである。

(6) 現預金の管理について
 ア 事業の概要
 ア(ア) 現金及び預金の内訳

TGSの令和2年度末（令和3年3月31日）時点の現金及び預金残高は、7,544,177,796円である。また、その内訳は以下のとおりとなっている。

表 E-1-1-7 現金及び預金残高等内訳

区分	金額 (円)	区分	金額 (円)
現金	3,465,503	債権残高	
		地方債	100,000,000
外貨	185,564	社債	100,000,000
		投資有価証券	200,000,000
預金	7,540,526,729	計	
普通預金			
現金及び預金	7,544,177,796		

TGS 提供資料より監査人作成

〔注〕 令和2年度貸借対照表の「現金及び預金」及び「投資有価証券」金額と一致

この表のとおり、TGSにおいては、現金及び預金残高の大部分は普通預金（約75億円）となっている。現金（日本円）は、管理部での小口の支出及び本社内にある他部署への立替払金であり、月によって金額の変動はあるが、その支出額は月平均150万円程度（令和2年度は、最少が77万円、最大が275万円）となっている。なお、現金支出には、通常の小口現金支出として考えられるレターパックの購入等以外に、管外出張の旅費などの一括支出も含まれている。

また、現金（外貨）は、海外出張における残金（硬貨）である。

(イ) 定額前渡金制度

TGSは、本社以外に多くの事業所等の現場を有している。これら事業所等の業務を支障なく遂行するため、事業所等で支出する諸経費のうち、少額かつ緊急を要する物件の購入等に係る経費支出に対して、事業所等（63か所）に前渡金を配布する制度を導入している。

具体的には、事業所等ごとに毎月の配布額を決めて、月初に59事業所等の銀行口座に入金し、月末に残金が生じた場合には一度本社に戻し、翌月初め（年度末は月末）に事業所等の口座に預入れ処理を行う。残りの4事業所等は、月

初めに現金で支給し、残金が生じた場合には翌月初めに、現金での返金を行っている。また、月中に配布額が不足した場合には、配布基準額を超えて配布することができるものとしている。
令和3年度(直近)の事業所等ごとの配布額基準は、以下のとおりである。

表E-1-18 令和3年度の月額配布基準

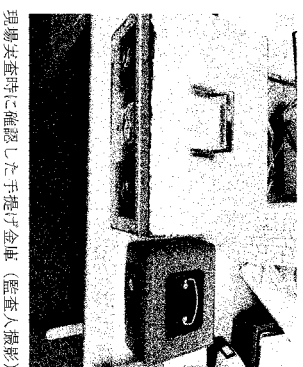
所属名	配布月額
管路部各事業所	10万円 (渋谷事業所は13万円)
施工管理課(中部工事調整担当)	8万円
施設部各事業所(みやぎスラッシュ事業所、東部スラッシュ事業所、南部スラッシュ事業所を除く。)	5万円
みやぎスラッシュ事業所、東部スラッシュ事業所、南部スラッシュ事業所	8万円
研修企画課、研修教務課、下水道技術実習センター、調整課、水質課(水質事務所用)、中川建設発生土改良プラント事業所	3万円
土木技術課(分室用)、管路第一課	2万円

TGS提供資料より監査人作成

前渡金の処理業務は、外部へ特定契約によって委託している。監査時点の契約(変更契約後)は、契約期間が令和2年10月1日から令和3年9月30日までとなっており、契約金額は、13,200,000円(消費税相当額を除く。)となっている。

イ 監査の結果

[分析 意見4-5、意見4-6に関するもの] 現金の管理について
TGS本社訪問日(9月3日)における現金残高(2,701,939円)について、現金出納簿と現物を確認した。現金は、大金庫の中に保管されている手提げ金庫(写真参照)の中に保管されている。



現場実査時に確認した手提げ金庫(監査人撮影)

現物監査の結果、現金出納簿と現物は一致しており、また、現金及び現金等価物の管理状況は良好であった。

(意見4-5) 現金の保有残高について

TGS本社での現金残高は、令和3年3月31日時点で3,465,503円、監査時点で2,701,939円となっている。関係者によると、新型コロナウイルス感染症の緊急対応に備えるための現金も含まれるとしている。しかし、毎月の支出状況を見ると、現状の現金残高は現金保有としては明らかに多い。

来店予約、払戻回数増加等の業務負担はあるが、現金保有によるリスクも生じることから、現状の支出状況を勘案して、適正な現金残高を検討されたい。
なお、現状、現金の支出としている管外出張の旅費は、一般的には小口現金の支出には当たらない。出張に関する統制を徹底する意味においても、本当に緊急を要する出張以外は、一定期間前までに出張及び必要とする現金に関して報告するなどの規則を決めた上で、その運用を徹底されたい。また、将来的には、管外出張の旅費に関して現金手渡しのリスクを考慮して、振込等の別の方法での運用を検討されたい。

(意見4-6) コーポレートカードの利用について

従来、各事業所等で発生する少額かつ緊急を要する物件の購入等に係る諸経費については、すべて前渡金制度を採用していたが、令和4年1月1日から、コーポレートカードでの支払と小口現金による支払を併用し、少額かつ緊急を要する経費の支出に際して、希望に応じてコーポレートカードの発行を認め、キャッシュレス決済が可能な場合にはコーポレートカードで支払うことも可能となる。

コーポレートカードの活用は、現場で現金の扱扱いが減ることになるの
 でしょう。しかしながら、コーポレートカードには特有のリスクもある。なお、
 TGSとしては、コーポレートカードのリスクを考慮して、限度額の制限や注
 意事項や使用後の処理方法、紛失時の対応などを含めた運用マニュアルを作成
 して、利用対象事業所に対して説明会を行い（令和3年9月28日）、不正利用
 等に備えるため、利用限度額をカード1枚当たり15万円としている。
 コーポレートカードの活用の前に、上記を踏まえながら、不正利用等の事例
 及び対策を検討の上、利用に関する運用を徹底されたい。

2 東京都下水道サービス株式会社の運営ガバナンス

(1) 資金調達とコーポレートガバナンスについて

ア 事業の概要

TGSは、銀行等との取引において借入金はない。また、株主構成は以下の
 とおりであり、都が最大株主で、一般社団法人東京下水道設備協会（以下「設
 備協」という。）、金融機関、損害保険会社など、取引関係のある民間企業が
 株主となっている。

表E-2-1 TGSの株主構成及び出資比率

株主名	TGSへの出資状況（令和3年3月31日現在）	
	持株数（数）	持株比率（%）
東京都	1,000	50.00
一般社団法人東京下水道設備協会	370	18.50
損害保険ジャパン株式会社	120	6.00
明治安田生命保険相互会社	120	6.00
株式会社みずほ銀行	100	5.00
みずほ信託銀行株式会社	100	5.00
株式会社三菱UFJ銀行	70	3.50
朝日生命保険相互会社	60	3.00
東京海上日動火災保険株式会社	60	3.00
合計	2,000	100.00

TGS第57期報告書「事業報告」2 会社の株式に関する事項「(3) 株主」より監査人作成

イ 監査の結果

〔分析 意見4-7に関するもの〕外部からのガバナンスの見直しについて

TGSに対して、政策連携団体の経営改革の一環として、出資の見直し検討
 による外部からのガバナンスの見直しが検討された。そこでは特に、株主であ
 る設備協の会員である業者とTGSが委託契約をすることは、競争原理が働き
 にくいことや業務委託コストが過剰になるおそれがあることなどについて、都
 政改革本部等及び都議会から指摘され、それを受けて出資の見直しの検討を行
 った。これに対し、下水道局では、有識者からの見解を確認しており、設備協
 の18.5%という持株比率では株主権行使により大きな影響を与えないことや、
 株主構成が競争性の阻害要因にはならないなどの理由により、結果的に、出資

の見直しによる株主としてのガバナンス機能の変更はされないこととなった。代替的に、独立社外取締役及び監査役の選任、取締役会のチェック機能の強化、設備協や会員企業との取引の開示が選択されている。

(意見4-7) 東京都による主体的なガバナンスについて

TGSとの業務上の取引関係を有する都や設備協などの利害関係者が、主要株主となっている。また、ガバナンス機能の強化策として、独立社外取締役及び監査役の選任、取締役会のチェック機能の強化、設備協や会員企業との取引の開示の検討などがなされている。さらに、令和元年度から実施されている、都とTGSの意見交換の会議体である「東京下水道グループ経営戦略会議」においても、ガバナンス機能の強化を検討する予定である。

このように、ガバナンス機能の強化に向けた仕組みの整備は一定程度進展しているが、ガバナンス機能を強化することの最終的な目的は、組織における経営資源の有効活用による企業価値の向上にあり、これらの各種の仕組みが、このような目的を実現すべく、今後とも継続的かつ実質的に機能しているかについて、政策連携団体を監督する責任を有する都として、定期的に検証・評価されたい。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本方針の策定について

ア 事業の概要

「経営戦略アクションプラン2021」では、TGSが政策連携団体として下水道局と一体的な事業運営を行い、東京の下水道事業を支えていることから、将来にわたってこの役割を確実に果たしていくため、都庁グループの一員としてふさわしい、高い水準のコーポレートガバナンスを確保することが不可欠としている。

さらに、TGSでは、これまで内部統制システムの整備やコンプライアンス確保に取り組んできたが、新たに水再生センターの運転管理業務を担うなど、社会的責任が一層増すことを受け、より高度なガバナンスを目指すこととしている。

なお、TGSでは、令和3年度中に「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定し、関連当事者間取引の監督や、取締役会の実効性を高める取組などを実施し、その後も必要に応じて基本方針の改定を行うなど、ガバナンスの強化を進めていくことを公表している。

(3) 社外取締役等によるガバナンスについて

ア 事業の概要

TGSでは、社外取締役及び監査役制度を導入している。

イ 監査の結果

〔分析 意見4-8に関するもの〕社外取締役及び監査役の現状について
(ア) 社外取締役及び取締役会に係る現状

TGSの非常勤の社外取締役及び非常勤の監査役について、平成28年度から令和2年度までの5年間に於ける取締役会への出席状況は、以下のとおりである。

表E-2-2 非常勤社外取締役及び監査役の取締役会への出席状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
取締役会開催数	5	7	6	6	6
取締役A	5 (100%)	5 (71%)	2 (33%)	6 (100%)	6 (100%)
取締役B (※)	5 (100%)	7 (100%)	6 (100%)	5 (83%)	6 (100%)
監査役C (※)	5 (100%)	7 (100%)	6 (100%)	5 (83%)	6 (100%)

TGS提供資料より監査人作成

※ 年度内に退任・就任があった場合には、退任前の取締役・監査役及び就任後の取締役・監査役の出席数を合計している。

なお、令和3年6月29日に、非常勤の社外取締役を2名（うち1名は公認会計士）としており、また、従来、取締役会は3か月に1回の開催であったが、令和3年度からは2か月に1回の開催へと頻度を増加させているなど、取締役会のガバナンスが強化されている。

(イ) 監査役の実況

TGSは大会社には該当せず、任意に会計監査人を設置していないことから、会社法上では、会計監査人非設置会社である。しかしTGSでは、任意に独立監査人（監査法人）の会計監査を受けている。また、令和3年6月29日に、非常勤の監査役を2名（うち1名は弁護士）とする体制としている。

現状では、独立監査人の監査計画の説明会及び監査結果報告の説明会が実施されており、別途、独立監査人より監査役に対して監査計画書を提出し、意見の有無を求めている。また、監査結果報告の説明会には監査役が出席し、意見

交換を行っている。

(意見4-8) 社外取締役等によるガバナンスの有効性の向上について

TGSでは、取締役会は毎月開催されていないため、年間開催回数は、通常の株式会社と比較すると相対的に少ない状況である。非常勤の社外取締役等の取締役会への出席回数、ガバナンスの強化と必ずしも連動するものではないが、少なくとも、非常勤の社外取締役等が会社のガバナンス機能を果たす場としての取締役会は極めて重要であり、その出席率は可能な限り100%に近いことが望ましい。

また、監査役2名は非常勤であることから、独立監査人と監査役との間でどのような役割分担をしていくのか、監査役の法的責任と独立監査人の責任との関係性をどのように整理するのか、監査役の監査報告書への記載内容などを検討する必要がある。

取締役会の開催頻度の増加、社外取締役等の数の増加及び多様な職能保持者の社外取締役への就任などによるガバナンス機能の強化を有効なものとするためには、取締役会での活発な議論が進められるよう、その前提となる出席率の維持に努められたい。

(4) 会社の意思決定機関について

ア 事業の概要

「経営戦略アクションプラン 2021」第3部の「取締役会の強化」として、「①関連当事者間取引の監督」及び「②取締役会の実効性の分析評価」が記載されている。

イ 監査の結果

〔分析 意見4-9に関するもの〕会社の意思決定機関の強化等について

会社の迅速な戦略的意思決定をする機関としては、役員会及び経営会議が設定されているが、往査実施時点において、それらについての、開催時期、開催目的、出席者等に係る内規がない状況であった。

(意見4-9) 会社の意思決定機関の強化等について

TGSでは、「関連当事者間取引の監督」については、主に、主要株主（議決権10%以上保有）と会社との取引を対象に、取引の必要性（選定理由）、決定方法の妥当性（設計額、入札等の手続）を経理部門で事前に確認し、重要な

取引については取締役会に報告し、適切に監督することを想定している。また、「取締役会の実効性の分析評価」については、一般的に多くの企業で行っている手法を参考に、個々の取締役にに対してアンケート調査を実施するなど想定している。

現状、想定している取締役会の強化策の実施には、TGS内部における事務手続、実施方法、取締役会での議論の方法など、実質的に機能するまで、かなりの時間と工夫が必要になることが想定される。そのため、場合によっては、外部専門家の知見を活用するなど、慎重かつ可能な限り迅速に実施していくことなどを検討されたい。

また、役員会、経営会議及び取締役会について、適切かつ有効な経営上の意思決定ができるよう、意思決定機能の相違や役割及び機能分担などを明確に認識した上で、各会議で議論すべき議題や会議参加者の区別など、各会議の運営趣旨や運営方法を検討されたい。

(5) 取締役会規程について

ア 事業の概要

TGSでは、取締役会規程を設け、取締役会を運営している。

イ 監査の結果

〔分析 意見4-10に関するもの〕取締役会規程について

取締役会規程は、昭和59年に制定後、第97回取締役会において、内部統制システムの体制整備を図るため、それに対応する条項の追加（第6条第18項から第26項）を行ったのみである。

現状の取締役会規程第6条に定める取締役会で決議すべき事項は、以下のとおりである。

(決議事項)

第6条 次の事項は、取締役会の決議によらなければならない。

- (1) 営業の基本方針の決定及びその変更
- (2) 株主総会招集に関する事項
- (3) 株主総会に提出する議案
- (4) 計算書類及び事業報告
- (5) 株式の発行及び株位の募集に関する事項
- (6) 株式の譲渡制限に関する事項

- (7) 株式取扱規程に関する事項
- (8) 代表取締役及び役付取締役の選任並びに解任
- (9) 社長の職務を代行する取締役の任期の決定
- (10) 取締役の競合取引の承認
- (11) 取締役と会社間の取引の承認
- (12) 取締役、監査役の責任限度の決定
- (13) 取締役会規則の制定及び改廃
- (14) 重要な固定資産の新規購入及びその処分
- (15) 重要な契約の締結及び変更その改廃
- (16) 多額の資産調達
- (17) 重要な訴訟
- (18) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備
- (19) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制の整備
- (20) 損失の危険の管理体制の整備
- (21) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の整備
- (22) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備
- (23) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制の整備
- (24) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する体制の整備
- (25) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制の整備
- (26) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備
- (27) その他業務執行に関する重要な事項

(意見４－１０) 取締役会規程の見直しについて
 TGSにおいては、例えば資金管理要綱によると、多額の資金運用対象の決定も社長決裁のみで完結してしまっており、資金運用先の解約のみが取締役会での決議事項とされている。また、本要綱の改廃についても、取締役会の決議事項とされていない。
 取締役会における決議事項は、会社の運営に係るガバナンスの中心となるものであり、取締役会規程が、現状のTGSの経営の実情を反映したものである

か否か、また、TGSのガバナンスに有効に機能しているかを再度検討した上で、取締役会規程を見直されたい。

(6) 内部統制について
 ア 概要

TGSは、株式会社ではあるが会社法上の大会社ではないので、会社法第362条第4項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」である、「内部統制体制」を整備するため、同法同条第5項に定める取締役会等による「内部統制決議」の義務はない。ただし、「内部統制システム整備に関する基本方針」(最終改正令和2年6月10日)等を作成して、内部統制の推進に努めている。

イ 監査の結果

【分析 意見４－１１に関するもの】 内部統制システムの検証について
 内部統制システムとは、すべての会社において、事業目的に沿って経営資源を有効に活用し、会社を健全かつ持続的に発展させるために必要なものとして、構築・運用が図られるものであり、完成形というものはなく、絶えざる改善の努力が求められるものである。その構築と運用は、取締役の重要な職務執行として善管注意義務の中心となるものである。よって、内部統制システムは、コンプライアンス(法令準拠)やコーポレートガバナンス(企業統治)に類似しているが、本来的に違う概念となる。

今回の監査においても、上記のような観点から、内部統制の有効性の検証及び内部統制の基本的要素別の検証を実施した。

表E-2-3 内部統制の基本的要素の内容

基本的要素	内容
統制環境	統制環境とは、組織の気風を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びITへの対応に影響を及ぼす基盤をいう。
リスクの評価と対応	リスクの評価と対応とは、組織目標の達成に影響を与える事象について、組織目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセスをいう。

基本的要素	内容
統制活動	統制活動とは、経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続をいう。 統制活動には、権限及び職責の付与、職務の分掌等の広範な方針及び手続が含まれる。このような方針及び手続は、業務のプロセスに組み込まれるべきものであり、組織内の全ての者において遂行されることにより機能するものである。
情報と伝達	情報と伝達とは、必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保することをいう。 組織内の全ての者が各々の職務の遂行に必要とする情報は、適時かつ適切に、識別、把握、処理及び伝達されなければならない。また、必要な情報が伝達されるだけでなく、それが受け手に正しく理解され、その情報を必要とする組織内の全ての者に共有されることが重要である。一般に、情報の識別、把握、処理及び伝達は、人的及び機械化された情報システムを通して行われる。
モニタリング	モニタリングとは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスをいう。 モニタリングにより、内部統制は常に監視、評価及び是正されることになる。モニタリングには、業務に組み込まれて行われる日常的モニタリング及び業務から独立した視点から実施される独立的評価がある。両者は個別に又は組み合わせで行われる場合がある。
ITへの対応	ITへの対応とは、組織目標を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織内外のITに対し適切に対応することをいう。 ITへの対応は、内部統制の他の基本的要素と必ずしも独立に存在するものではないが、組織の業務内容がITに大きく依存している場合や組織の情報システムがITを高度に取り入れている場合等には、内部統制の目的を達成するために不可欠の要素として、内部統制の有効性に係る判断の規準となる。

企業会計審議会（2019）「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（令和元年12月6日改訂）」より引用

（意見4-1-1）内部統制の適切な整備及び運用に向けた対応について

まず、内部統制体制の構築の目的には、「業務の適正な実施」という側面もあるが、「業務の効率性の確保」という側面もあるので、このような観点から踏まえた体制の構築を検討されたい。また、現状では事故防止委員会及びコンプライアンス委員会を設置しているが、内部統制を実施する責任を明確にする必要があるため、これらの委員会に加え、内部統制委員会を設置（内部統制責任者の設置を含む。）として、体系的に内部統制を構築し運用していくような責任体制を明確にされたい。

次に、現状では、コンプライアンス等に関する社内研修は実施しているが、内部統制に係る社内研修の実績はない状況であり、内部統制の実効性の確保の観点から、コンプライアンス等に関する社内研修の実施と同時に、内部統制に関する社内研修を実施されたい。

なお、内部統制の基本的要素には、「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」、「ITへの対応」がある。TGSでは、現状でも適切に業務は実施されているが、上記の内部統制体制の整備や研修の実施によって、TGSにおける内部統制に対する全般的な意識が醸成され定着した後に、例えば、毎年度一つあるいは複数の業務プロセスを取り上げて、内部統制の基本的要素を踏まえた業務実施手順等の再整理及び改善を、段階的に実施していくことを検討されたい。

3 東京都下水道サービス株式会社の発注契約について

(1) 総論

ア 事業の概要

TGSが締結する契約に関する事務については、別に定めがある場合を除いて、契約事務規程の定めるところとしている。契約事務規程では、契約の方法を、競争契約、独占契約、緊急契約、少額契約、特定契約に分けている。

競争契約とは、契約相手方となり得る者が複数いる、競争性を確保した契約であり、原則としてこの方法によるものとしている。独占契約とは、特許、著作権等の関係により、契約相手方が唯一の場合に、その相手方と締結する契約である。緊急契約とは、緊急工事など契約の締結に緊急性があるため、競争契約を行う暇がなく、1者と契約手続を行う契約をいう。少額契約とは、契約金額が少額(30万円未満)なため、1者とのみ契約手続ができる契約である。最後に、特定契約とは、適切な契約相手方が特定の1者しかいない場合等、他の契約方法により難しい場合に、その特定の1者と締結する契約をいう。

独占契約と特定契約の違いは、独占契約が、特許や法律の制約等によって、契約相手先が1者しか考えられない場合であり、特定契約とは、理念上は、複数の応募が考えられるが、実際には適当な相手先が1者しか見出せないため、当該相手先と契約するものである。

イ 監査の結果

〔分析 意見4-1 2)に関するもの〕 発注状況について

過去3年間のTGSの発注契約の状況(金額ベース、件数ベース)は、下表のとおりである。

表E-3-1 TGSの過去3年間の発注契約の状況(金額ベース)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
競争契約	5,849,026,166	36.7	5,902,675,983	33.2	6,143,411,220	35.6
独占契約	-	-	431,105,400	2.6	405,741,600	2.4
緊急契約	-	-	76,973,593	0.5	74,800,000	0.4
少額契約	36,559,886	0.2	25,719,299	0.1	0	0.0
特定契約	10,076,024,891	63.1	10,332,076,494	61.6	10,011,466,944	61.6
合計	15,961,880,913	100.0	16,768,550,769	100.0	17,235,419,764	100.0

(注) 令和元年度から独占契約及び緊急契約の定義を定めたため、別区分で表示されている。TGS提供資料より監査人作成

表E-3-2 TGSの過去3年間の発注契約の状況(件数ベース)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
競争契約	845	2.6	830	2.6	900	57.1
独占契約	-	-	18	0.0	23	1.4
緊急契約	-	-	52	0.2	53	3.4
少額契約	30,688	95.5	30,096	95.1	0	0.0
特定契約	612	1.9	653	2.1	600	38.1
合計	32,125	100.0	31,649	100.0	1,576	100.0

(注) 令和元年度から独占契約及び緊急契約の定義を定めたため、別区分で表示されている。TGS提供資料より監査人作成

(意見4-1 2) 競争契約への移行について

契約事務規程では、TGSの契約は原則として競争契約によるとしている。しかしながら、実際には、令和2年度の競争契約は、金額ベースで約35.6%、件数ベースで57.1%であり、残りは競争契約とはなっていない。また、この競争契約以外の多くを占めているのが特定契約である。特定契約の中には、水再生センター及びポンプ所における特定労働者派遣契約もあり、水再生センター及びポンプ所における各機器の維持管理や機器故障時の専門的初期対応を的確に行うため、主装設備・機器等の製造・設置業者から労働者の派遣を受けている契約などもあり、現状において、競争契約への移行が難しいものもある。ただし、特定契約は、適当な相手先が1者しか見出せないと判断した場合であり、TGSが、常に適切な判断ができるかといった問題がある。

原則は競争契約としている以上、今後、特定契約から競争契約へ移行できる契約は、できる限り移行への努力を行われない。

なお、特定契約から競争契約への移行の方法としては、従来行っていた特定契約を、競争入札、コンペ、プロポーザル方式(企画競争)に移行することが原則となる。そのほか、公募型随意契約方式を行うことにより、競争契約へ移行することも可能である。

公募型随意契約とは、「適当な相手先が1者しか見出せない」と判断した場合においても、「ほかにもこの業務ができる事業者がいるのではないかと」という観点から公募を行い(これを「事前確認公募(参加者確認公募)」という)、応募者がいなければ、従来どおり特定契約を締結し、参加したい者が現れば、改めて競争入札、コンペ、プロポーザル方式(企画競争)を行うものである。公募による参加者が現れなかった場合の契約は、「公募型随意契約」と呼ばれるものであり、これは随意契約であるが、競争契約に該当するものとなる。

TGSにおいては、公募型随意契約の検討も含め、競争契約の検討を進めら

りたい。

(2) 前渡金処理業務委託

ア 概要

TGSからの発注契約の事例として、「前渡金処理業務委託」を取り上げる。「前渡金処理業務委託」は、前述の現預金の管理の際に述べた、前渡金制度の業務品質及び効率性の向上を図るために、その業務の一部を外部に委託するものである。直近の契約は、令和2年10月1日から令和3年9月30日（契約変更後）までで、契約金額は13,200,000円（消費税相当額を除く。）となっている。

契約事務規程上では特定契約に分類されており、選定理由としては、「本業務は、定例前渡金の支払業務に精通し、業務の現状分析、課題解決に向けた提案ができるスキル、ノウハウが必要不可欠である。また、外部委託した結果発生した、様々な課題やトラブルについても、背景や検討内容を含め、解決までの経緯を熟知している必要がある。契約候補業者は、当初から本委託業務を受託しており、事業所ごとに発生する様々な個別事案に的確に対応するなど、当該業務に精通すると同時に課題解決に向けた具体的な提案が可能なことから、本契約を正確かつ円滑に実施できる唯一の業者である。」としている。

イ 監査の結果

〔分析 意見4-1-3に関するもの〕 競争契約への移行等について

本業務の内容は、前渡金の経理処理、電話での問い合わせ対応等であり、過去の実績の優位性はあるとは考えられる。ただし、本契約を正確かつ円滑に実施できる業者が1者のみであるとは考えにくい。

(意見4-1-3) 前渡金処理業務委託の競争契約への移行等について

TGSは、令和4年1月以降、各事業所等での経費支払について、コーポレートカードによるキャッシュレス決済と、従来どおりの前渡金による支払を併用するとしている。コーポレートカード使用簿と現金管理簿の2つの帳簿による管理となる。

ここで、業務内容については、ある程度、会計、経理に関する知識、経験があれば、対応可能な業務であることから、本業務については、将来的に競争契約への移行等を検討されたい。

4 平成15年度包括外部監査に関する改善状況について

(1) 業務別原価管理の実施の必要性に関する改善状況について

ア 概要

本報告書では、平成15年度包括外部監査の結果に関して、「I 東京都下水道について」「2 東京都下水道局固定資産事務規程の実務対応」「(7) 長期未使用建設仮勘定」「II 区部下水道について」「3 契約について」「(3) 東京都下水道サービス株式会社との契約について」「IV 東京都下水道サービス株式会社との経営管理について」「I 東京都下水道サービス株式会社の財務状況」「(2) 繰越利益剰余金の妥当性について」などにおいて、その措置状況を確認の上、意見を記載している。以下においては、平成15年度包括外部監査の結果の内、その他の意見を記載する。

平成15年度包括外部監査の意見では、TGSは、汚泥処理業務・施設情報システム事業・土木調査事業等を下水道局から受注しており、原価管理を適切に行う必要があるが、①部門ごとの人件費配分が適正に行われていないなど、原価管理が徹底されていない面があることから、原価管理ができるようなシステムを構築すること、及び、②減価償却費は、すべて共通部門費としていることについて、直接関係する減価償却費は部門ごとに計上するよう検討することとの記載がある。

この2点について確認したところ、現在では、部門ごとの人件費配分は適正に行われており、また、直接関係する減価償却費は部門ごとに計上していることから、改善されている。

一方で、会計システムの利用については、直接経費は部門コードを付けて管理しているものの、間接経費は、本社経費という部門コードを付した上で、手作業で各部門に配賦している状況にある。

イ 監査の結果

(意見4-1-4) 業務別原価管理のための会計システムの利用について

業務別原価管理のための経理事務は、現状、手作業による追加処理により集計が行われているが、現行会計システムは、部門管理用コードの追加等も可能である。

現状の、担当者個人の力量に委ねられている状況は好ましくないため、経理システムを活用されたい。なお、業務効率が著しく落ちるなど、会計システムの活用が困難な場合には、手作業の手順を明瞭に記載した手順書の整備を行われたい。

(2) 交際費の経費削減と記録保存の必要性に関する改善状況について

ア 概要

平成15年度包括外部監査の指摘では、平成14年度に交際費等として計上した金額が36,322千円であった旨の記載がある。令和2年度の交際費等の計上額を確認したところ、コロナ禍による移動制限等に伴い、他団体・他企業との会合や意見交換(対面式)が減少したなどの影響もあったとのことであるが、601千円と減少した。交際費の年間予算は8,000千円としている。

イ 監査の結果

(意見4-15) 交際費の予算額の減額について

交際費は、「法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。」(国税庁ホームページ)とされていることから、TGSの事業活動を行う上で必要となる支出は、今後も限定的であると考えられる。年間予算は8,000千円としているが、令和2年度の実績額は601千円であり、制度趣旨から、予算額が大きすぎると考えられるため、適切な額まで引き下げられたい。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 四三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

